

公 告

「災害時等におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定(ダム用機械設備(ゲート設備))」の公募について

標記について、次のとおり協定締結の相手方を公募します。協定の締結を希望する方は下記により申請をお願いします。なお、本公募は個別の工事・業務の発注ではありません。

令和 6 年 5 月 16 日

国土交通省関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所長
太田 敏之

記

1. 協定の目的

鬼怒川ダム統合管理事務所の管理する区域(以下「管理区域」という。)において地震・豪雨等による災害が発生または発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)の対応に関し、これに必要な建設機械、資材、資材運搬、技術者及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について、鬼怒川ダム統合管理事務所長(以下「甲」と言う。)と協定締結の相手方(以下「乙」と言う。)でその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定の内容

- | | |
|----------|---|
| (1)協 定 書 | 別冊のとおり |
| (2)協定区間 | 別紙「鬼怒川ダム統合管理事務所 管理区間」 |
| (3)協定内容 | 本協定で想定している応急復旧業務は、ダム用機械設備(ゲート設備)に関する災害応急復旧等を想定している。 |
| (4)協定区分 | ゲート設備 |
| (5)協定期間 | 協定の締結から令和9年3月 31 日まで |

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1)予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2)次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。

①関東地方整備局(港湾空港関係を除く)令和5・6年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち、「機械設備工事」について認定されている者であること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般

競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。))。

②令和 04・05・06 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4)関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、機械設備工事における令和3年4月1日から本公告日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点が2年連続で 60 点未満でないこと。

(5)申請書類の提出期限の日から協定締結までの期間に建設業法に基づく営業停止を受けていないこと。

(6)関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(7)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8)資料の提出から協定締結までに関東地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

(9)本協定に基づき甲と乙が災害応急復旧業務の請負契約を取り交わす時点において、乙が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

上記法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入するもの又は直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とするもの、いずれの方式であっても差し支えない。

なお、本協定を締結する時点において、乙が法定外労働災害補償制度に加入している必要はない。

4. 申請書類

- | | |
|--------|---------------|
| (1)申請書 | 機械様式－1(押印は不要) |
| (2)調査票 | 機械様式－2 |

5. 本公告に関する窓口

本公告の申請書の提出先、質問、協定締結、非締結に関する全ての窓口は以下のとおりとする。メールした場合はその旨を電話連絡するものとする。

窓口: 鬼怒川ダム統合管理事務所 管理課 機械係

電子メールアドレス 『 ktr-kinuda50@mlit.go.jp 』

電話 028-661-1342(管理課)

6. 審査基準

下記における審査項目についてそれぞれ審査を行うものとする。

審査項目	審査基準	非締結条件
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の資格 (機械様式－2)	下記資格等を1つ以上有している技術者の有無 ①技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門「建設－鋼構造及びコンクリート」) ②1級又は2級土木施工管理技士 ③1級又は2級建設機械施工技士 ④1級建築士 ⑤建設業法第7条第2項イ、ロ、ハに定める者。 イにあつては、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。	資格等の保有者がいない場合
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の人数 (機械様式－2)	派遣可能な作業員の人数を記載する。 なお、協力会社の人数を含めても良い。	作業員を確保できない場合
直轄工事(業務)を元請として施工(履行)した実績 (機械様式－2)	平成 20 年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した下記のいずれかの直轄工事(業務)の施工(履行)実績を有すること。 ・ダム用ゲート設備の点検整備業務 ・ダム用ゲート設備の新設工事又は修繕工事	施工(履行)実績が無い場合

7. 申請書類の提出

(1) 申請書類は配付された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下のいずれかによること。

- ・Microsoft Excel
- ・Microsoft Word(word2016 形式以降のもの)
- ・PDF ファイル

(2) 提出期限 令和6年6月6日まで

(3) 提出方法 5. の窓口へ電子メールで送信
送信後、電話で着信を確認すること。

8. 申請書類に関する質問がある場合は、次に従い提出すること。

(1) 質問は任意の様式で作成するものとし、ファイル形式は以下のいずれかによること。

- ・Microsoft Word(word2016 形式以降のもの)

・PDF ファイル

(2) 提出期限 令和6年5月 29 日まで

(3) 提出方法 5. の窓口へ電子メール送信

送信後、電話で着信を確認すること。

(4) 質問への回答は、原則、令和6年6月3日までに、鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページに掲載する。

9. 協定締結通知

選定結果は申請者の担当者あて電子メールで通知するとともに、協定締結相手方とした場合は鬼怒川ダム統合管理事務所の掲示板に掲載する。

なお、通知は準備ができ次第順次行う。令和6年6月中旬頃を予定している。

10. 非選定に関する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、鬼怒川ダム統合管理事務所長に対して非選定理由について、次に従い説明を求めることができる。

(1) 説明の要求は任意の様式ですることとし、ファイル形式は以下のいずれかによること。

・Microsoft Word(word2016 形式以降のもの)

・PDF ファイル

(2) 提出期限 非選定の通知を受け取った日から7日以内(土日祝日を除く)

(3) 提出方法 5. の窓口へ電子メール送信

送信後、電話で着信を確認すること。

(4) 説明要求への回答は、説明要求を受理した日から7日以内(土日祝日を除く)に電子メールで担当者あて通知する。

11. その他

(1) 申請書類作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(2) 申請様式は鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすること。

(ホームページ「最新のお知らせ」参照)

鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kinudamu/>

(3) 提出された申請書及び調査票は、本協定相手方の選定以外の目的には使用しない。

(4) 提出された申請書及び調査票は返却しない。

(5) 本協定締結後、以下の調査について協力すること。

①調査内容

1) 本協定関連の担当者の氏名、所属部署、役職、会社の代表及び直通電話、会社で使用している電子メールアドレス。

2) 土日祝日などに連絡が可能な携帯電話番号、メールアドレス。

3) 技術者及び作業員の人数、資機材の保有状況

4) 協定に基づく出勤可能な技術者及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

②調査時期 原則として毎年度4月期

③提出方法 5. の窓口へ電子メール送信

12. 協定に基づく業務の依頼について

本協定に基づく出勤の依頼については事案の場所、規模、発生時に出勤出来る人員及び機械等の状況等を考慮して行う。

13. 一般競争入札(総合評価落札方式)における評価

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、加点評価となる場合がある。

14. 協定の解除

提出された協定参加申請書に虚偽の記載があった場合は、協定締結後であっても協定を解除する。

以上